

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定工作物の建築等に関する確認
根拠条例・規則名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第88条第1項及び第2項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築審査課 (048-646-3242) 南部建設事務所 建築審査課 (048-840-6242)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	建築基準関係規定(建築基準法第6条第1項)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月20日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	・ 7日 (第88条第1項昇降機等以外のもの) ・ 35日 (第88条第1項昇降機等のもの、及び同条第2項のもの)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月20日最終改正
備 考		